

新型コロナウイルス感染情報

(ポルトガル・スペイン間の移動制限の延長について)

● 3月16日から5月14日まで実施されているポルトガルとスペイン間の陸路、空路・水路（河川）の移動の制限措置が6月14日まで延長されましたので、ご注意ください。

(1) 陸路

9つの国境通過地点（北から、Valenca, Vilaverde, Quintanilha, Vilar Formoso, Termas de Monfortinho, Marvao, Caia, Vilaverde de Ficalho, Vila Real de Santo Antonio)) 及び Mourao-S.Leonardo 間（7時から9時及び18時から20時の時間制限付き）以外の国境をまたぐ移動は禁止。これら9つの地点においては、貨物の輸送や国境をまたがる労働者等に対象が限られています。また、両国間の鉄道は引き続き運休となります。

(2) 空路及び水路

ポルトガル・スペイン（カナリア諸島含む）間の直行便及び水路についても同様に引き続き全便運休となります。

●なお、現在も一部の例外便を除き、ポルトガルから EU 域外への国際線及び EU 域外からポルトガルへの国際線の運休停止措置が続いています。

●ポルトガル交通・運輸院は、一般市民及び運送業者等向けに交通規制情報等、交通関連に関する有益な情報を以下ポータルで掲載していますので、併せてご覧ください。

ポルトガル交通・運輸院ポータル HP

<https://covid-19-imt-ip.hub.arcgis.com/> (ポルトガル語)

<https://covid-19-en-imt-ip.hub.arcgis.com/> (英語)

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+ 3 5 1 - 2 1 - 3 1 1 - 0 5 6 0

FAX：+ 3 5 1 - 2 1 - 3 5 3 - 7 6 0 0

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp